

○愛知県政府調達苦情検討委員会設置要綱

平成8年3月15日告示第206号
改正
平成25年3月22日告示第192号
平成26年4月15日告示第232号
平成31年1月29日告示第32号
令和3年2月16日告示第56号
令和8年3月27日告示第195号

愛知県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のように定める。

愛知県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(設置)

第1 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の適用を受ける調達に係る苦情について、公平かつ独立した立場から検討を行うため、愛知県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2 委員会は、知事が定める政府調達に関する苦情の処理手続要領に基づき、申立てのあった苦情に関し、検討を行い、その結果を苦情を申し立てた者及び調達を行った機関に対して報告するとともに、調達の手続が協定等の規定に違反して行われたと認める場合には調達を行った機関に対して適切な是正策を提案する。

(組織)

第3 委員会は、委員4人以内で組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(守秘義務)

第4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の議事については、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

第7 委員会の庶務は、会計局管理課において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年3月15日から施行する。

附 則（平成25年3月22日告示第192号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月15日告示第232号）

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

附 則（平成31年1月29日告示第32号）

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和3年2月16日告示第56号）

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第195号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3第5項第2号の改正規定は、同年3月27日から施行する。